

平成 25 年度

宮 田 村 教 育 委 員 会 8 月 定 例 会 々 議 録

1 開催日時：平成 25 年 8 月 21 日(水) 13：30～15：50

2 開催場所：宮田村民会館 第 1 研修室

3 出席委員

- (1) 篠田 秀児 委員長（以下「委員長」と表記。）
- (2) 村田 壽雄 委員長職務代理者（以下「職務代理」と表記。）
- (3) 加藤 アヤ 委員（以下「加藤委員」と表記。）
- (4) 池上 由美子 委員（以下「池上委員」と表記。）
- (5) 平澤 武司 教育長（以下「教育長」と表記。）

4 欠席委員：なし

5 その他、会議に出席した者の氏名

- (1) 小林 敏雄 教育次長（以下「次長」と表記。）
- (2) 原 寿 子育て支援係長（以下「子育て係長」と表記。）
- (3) 伊藤 哲也 学校教育係長（以下「学校係長」と表記。）
- (3) 鈴木 仁 生涯学習係長（以下「生涯係長」と表記。）

6 教育委員長あいさつ

委員長：厳しく暑く長い夏がようやく終わろうとしているが、委員の皆さんがご健勝で良かった。

・先日も松川北小学校の教諭が、麻薬密輸事件で逮捕された。県内では、今年 4 人目の逮捕者となった。このような悲しい事件がいつ起きても不思議でない怖い時代に入ってきた。

・個人的には、先日行われた北割地区のソフトボール大会に参加した。皆さんから給食費問題の件について、なぜ告訴しないのかという声が聞かれた。相当不信感が出てきている。

・また、教育長と教育委員長の判別がつかないという声もあり、いろいろな意味でわかりやすい解説をしていく必要があると考えている。

7 会々議録の承認

次 長：7 月臨時会の会議録の承認をお願いしたい。個人情報の記載があるため、ホームページの掲載は一部を非公開としたい。

委 員：全員承認。

8 議 題

(1)教育委員会活動報告（教育長報告）（1 ページ）

次 長：資料により説明

- ・福祉課が中心になって行った、8/8 の特別成人式では、関係者に大勢出席していただいた。新しい試みだったが、今後も続けてほしい事業。
- ・8/15 の成人式では、全体で 87 人が出席、出席率は 71.9%。宮田中学校の卒業生だけの対比では、80.6%の出席率だった。
- ・昼食会は実行委員会形式で運営した。アンケートをとってあるので、集計し次回報告する予定。

教 育 長：8/10 の「伊南 100 キロ徒歩の旅」では、飯島発着の行程で宮田まで、往復 100 キロを子どもたちが暑い中がんばって歩いた。ボランティアなどスタッフの皆さんにご尽力をいただいた。大変だったと思う。加藤委員には食事の仕度から寝るときまでお世話いただいた。

- ・小学校は明日始業式、中学校も昨日で夏休みが終わったが、子どもたちは無事にそして元気に過ごしたようだ。

(2)議 事

議 1 号 宮田村子ども・子育て会議条例について（資料 1 1 ページ）

子育係長：資料により説明

- ・宮田村子ども・子育て会議条例を 9 月の議会に提出するので条例案を示した。平成 24 年に「子ども・子育て支援法」ができ、27 年 4 月から新しい形の子ども・子育て支援を行う。これは消費税増税で子育てを充実させるというところからスタートしている。
- ・主なポイントは、これまで施設型保育給付はあったが今回、地域型保育給付が新たに作られ 2 つの型で支援が行われるということ。
- ・施設型は、認定保育園・幼稚園に共通の給付をするもの。通園する園児の親に共通の給付をするが、実際は施設が代理で受領する。
- ・地域型は、都会に多い家庭的保育・居宅型保育といわれる小規模保育施設が対象。認定保育園・幼稚園に通わない子どもを預かったり、家に行って保育するサービス等に給付する。
- ・地域の実情に応じた子ども子育て支援として、放課後児童クラブなどにもこの法律に基づいて給付を行うようになる。これらは平成 27 年 4 月から実施予定なので、25 年秋からアンケートを実施し、宮田村で想定される必要量を算定することからスタートする。平成 26 年度中に、平成 27 年度以降 5 年間の計画を立てる。
- ・「宮田村子ども・子育て会議」の委員にはアンケートの段階から参画してもらった方がもっとも望ましいので、9 月議会で条例化し会議を開催したい。
- ・条例案を資料により説明。

委 員 長：条例は教育委員会として提案するものなのか？

次 長：本来、教育委員会がやるのは法に基づく業務だけだが、子育て支援ということで教育委

員会で管轄する。平成 26 年度までの次世代育成支援対策宮田村行動計画の策定は教育委員会で行った。その前は住民課で行った。平成 19 年度から保育事務と同様に子育て支援も教育委員会で行っており、今回も教育委員会で対応すべきと考える。

教 育 長：村議会に教育委員会から提案するとなると、教育委員会に諮る必要がある。

次 長：児童福祉に関することなので、本来は村長部局の業務。教育委員会に諮るべきものではない。教育委員会に委任されている業務については、今後研究する。

委 員 長：責任問題を問われたら、どう対応すればいいのか。こわい場合がある。

加藤委員：教育委員会は、子ども・子育て会議の報告を受けるという形か？

次 長：そうなる。

加藤委員：年 2 回の会議は、いつやるのか。4 月では担当の任期が切れ、代わってしまう。

子育係長：10 月から 11 月前半までに 1 回目、まとめとして 3 月前半に 2 回目を行う予定。アンケートは本年中に行い、小学校就学前が対象。学童も適用されるので対象を拡大するか否かは市町村で判断する。宮田村は数が少ないので全数調査とし、約 500 世帯のアンケートを 12 月までにとる。

加藤委員：子ども・子育て会議の委員は 2 年任期だが、保護者会長は任期 1 年なのでズレはどうするのか。また、子ども・子育て会議自体は継続するのか？

次 長：以前、福祉課で同様の会議を実施した際は、任期が切れても継続してもらったので、継続してもらう手もある。子ども・子育て会議自体は継続する。

委 員 長：委員は何をやるのか？

子育係長：村が定める保育園の定員数や、計画の進捗などについて継続的に審議してもらう。現在、年中の年齢の子どもで保育園に行っていないのは 1 割くらい。未満児保育が増えているので、今後どれくらい需要があるのかなど、村の立てた計画について審議してもらう。

次 長：詳細については、次回報告させていただく。

委 員 長：全員承認。

議 2 号 9 月補正予算について (資料 1 6 ページ)

学校係長：資料について説明

委 員 長：全員承認。

・公民館を中心とした社会教育活性化支援プログラムについて (資料 1 8 ページ)

生涯係長：資料について説明

・ワインセミナーの活動について、文科省公募の「地域振興支援プログラム」に応募し採択され、全額、国庫支出金として社会教育委託金を受けられることとなった。今後さらにワインの PR 活動に力を入れて行く。

委 員 長：全員承認。

議 3 号 認可外保育園通園者への支援について (資料 1 10 ページ)

次 長：資料について説明

- ・認可外保育園通園者への支援については、平成 23 年 11 月に教育委員会の議題として出したが、村外の施設にお願いしなくても村内の保育園で対応ができ、待機児童はいないことから、教育委員会としては、支援しない決定をした経緯がある。
- ・8/9 の課長会議において、村長より提案があり決定した事業。今回は村長の公約として上がっており、子育て支援をさらに進めることを目的とする。
- ・少人数でも支援することとし、施設への支援ではなく通園者個人への支援とする。前例にとらわれず実施する。
- ・認可外保育園は、上伊那に 5 施設ある。村から通園しているは 2 人。
- ・本来の保育は家庭での保育に欠けるお子さんが対象だが、今回はこだわらずに、認可外保育に通うお子さんを持つ保護者に対して支援をする。村（村長）からの指示。
- ・「認可外保育施設児童対策事業補助金」はあるが、個人への支援ではないので、「輝く子育て応援条例」の改正で行う。
- ・年 2 回交付する計画で、9 月議会に提案して 10 月から適用できるようにする。

職務代理：認可外保育園通園者に支援するのはいいが、保育園より認可外の園がいいという逆転現象が起ころはしないか。十二分な検討をお願いしたい。

加藤委員：（認可外保育園）での保育の方が、金銭的にお得ということになって、そちらに行くこともあるのでは。

委員 長：「認可外保育園」とはどんな園なのか？

次 長：無認可ではなく、長野県の「認可外保育園」の許可を得ている。9 時から 3 時までの保育で、保護者が当番制で手伝っている。村としては支援する方針は決まっている。

委 員：全員承認。

(3) 報 告

報告 1 号 平成 22 年度宮田中学校の給食会計についての報告② (資料 2)

※内容に個人情報が含まれるため、資料等は公開しません。

次 長：資料により説明

- ・弁護士に報償費 315,000 円を支払うことと、弁護士費用を元事務職員に請求することを報告。費用支払いについては予備費を当てて至急支払わなければならないので、補正予算は使わず村長専決により予備費を充当する形で支払う。

教 育 長：大変な事態。教育委員会にかかわることはレーマンコントロールで民意を反映するべき。そのためにも委員が情報を共有すべき。

委 員：全員承認。

報告 2 号 JR 踏切利用状況調査についての報告 (資料 3 1 ページ)

教 育 長：資料により説明

- ・昨日、建設課長より 2 ヶ所の「踏み切り」を実態調査をするという話があった。

・役場から日発へ通じる村道 17 号線の道路拡張にあわせ、踏切の幅を道と同じ幅に広げたい。そのためには、応分の踏切を廃止しなければならないと JR から話があり、村としては、駒が原と小学校南西の踏み切りを廃止できるか可能性を探りたい。ついては、踏み切りの利用状況を実態調査したいとのこと。

・「駒が原の調査はすでに終了しているので、今回は小学校南西踏切の調査をし、最低でも人だけは通行ができるように進める。」と学校長には伝えた。

委員：全員承認。

報告 3 号 つくし園あり方検討会についての報告 (資料 3 2 ページ)

次 長：資料により説明

・つくし園のあり方について、駒ヶ根市は伊南行政組合でのつくし園の実施を希望している。飯島、中川村もつくし園の必要性を認めているようだ。

子育係長：宮田村からつくし園に入園したのは、平成 24 年度は 9 人、25 年度が 5 人。

・駒ヶ根市は広域での実施を希望しており、宮田村を含む他市町村も、担当者レベルでは広域での実施を望んでいる。

・広域化については、各市町村で、伊南行政組合の議会へ出席する方にバックアップをお願いすることになるのではないかと。

・平成 25 年度は、嘱託保育士を正規保育士に変更したため費用の総額が増える。各市町村の負担額も増える見込み。

・詳細については、今後、検討会議が開催される予定。

教 育 長：つくし園は就学前のお子さんが対象。重度・軽度の子どもが通ういわば養護保育園。去年は補助金対象が 400 万円と発達障害の部分が 400 万円で合計 800 万円くらい支払っている。今後、広域的な組織にしていくことと、病児病後児保育の検討も希望している。

次 長：病児病後児保育に関しては、伊南行政組合の視察に組み入れていただけるようお願いをしてあるが、委員長はじめ教育委員の皆さんには、関係者が集まる機会に病児病後児保育の話題を出して行ってほしい。

委 員：全員承認。

報告 4 号 上伊那の小中学校における除去食の状況についての報告 (資料 3 3 ページ)

次 長：資料により説明

・前回除去食について宮田村の人数が多いのではという意見があり、現状を調査した。上伊那地域の中では、宮田は特に高い。

学校係長：資料により説明

・除去食は医師の診断結果による。どこも弁当食はしておらず、集計には含まれていない。

教 育 長：除去食の判断は、かかっている医療機関にもよる。他地域より多いとなれば、原因調査など何らかの対応しなければならない。

委員長：症状がひどくなれば家庭が負担して、弁当という方法もありうる。先生の負担を減らす方向で考えるべき。

委員：全員承認。

報告5号 子どもの安全を考える会についての報告 (資料3 4ページ)

学校係長：資料により説明。

・携帯電話など、子どもの利用実態に大人がついていけない状況。中学校で利用に関するアンケートをとったので次回報告する予定。県の情報を受けながら、保護者には夏休み前にチラシを出して対応している。

委員長：保護者にも注意喚起が必要。

委員：全員承認。

9 その他

(1) 当面の日程について (1ページ)

次 長：資料により説明

・次回定例会：9月25日(水) 午後1時30分 第1会議室

①地域ぐるみで子どもを育てるフォーラム (9/8) (資料4 1ページ)

生涯係長：資料により説明

・フォーラムの分科会では宮田村が「学校週5日制対応講座」について事例発表する。

②長野県女性教育委員連絡協議会中南信ブロック (9/17) (資料4 2ページ)

次 長：資料により説明

③長野県市町村教育委員会研修会総会 (10/18) (資料4 4ページ)

次 長：資料により説明

(2) 県教育委員会情報 (HPに情報がないため掲載なし)

(3) その他

・教育行政改革の記事 (4、5ページ)

次 長：資料により説明

教育長：教育行政改革についての話では、正規教員を非正規に変えると、何人も非正規職員を雇えるのは事実。他市町村でも宮田村でも行っている。

教育長：給食費については、公会計と私会計があり、上田市や長野市では行政が入る公会計だが、他市町村は私会計がほとんど。第一義的には、校長やPTAの責任で、助言監査指導しても

らうべき。教育委員会は服務監督権があるので、きちんとできるように監査する立場。

今回は、指導助言ができなかった原因は、資料を操作されたので発見できなかった。

次 長：今回の問題で、弁護士費用 315,000 円が発生した。支払いについては、補正予算を立てるのが本来のやり方だが、緊急を要するので予備費で対応する。

・本来は横領した本人が払うものではないが、今回は当事者本人に請求するよう弁護士事務所の助言を得た。

学校係長：本人が、9/22 頃に支払うというので、入金待ちの状態。入金されるまでは気が抜けない。

教 育 長：延ばされないように日を区切って、確実に入金されるように対応している。

委 員 長：当然払ってもらわうべき。

委 員 員：全員承認。

10 閉 会 （篠田委員長）